

令和5年11月22日

傷病者搬送中における救急車の交通事故の発生について

匝瑳市横芝光町消防組合において、傷病者搬送中における救急車の交通事故が発生しましたので次のとおり公表します。

1 事案概要

本件は、令和5年11月20日に匝瑳市飯塚で発生した救急事案（交通事故）に出動した救急車が、心肺停止状態の傷病者を搬送中、成田市内国道408号線上において、15時43分頃、片側2車線の左側に停車していた普通車の右側テールランプに救急車の左側リアフェンダーを接触させる交通事故（事故当時の速度：時速10km程度）を起こし、医療機関への到着が約4分遅延したものです。

2 経過

14時03分	119番入電（普通車と軽自動車の事故 傷病者（高齢女性）呼びかけに反応なし。）
14時06分	横芝光救急隊 出動
14時18分	横芝光救急隊 現場到着（傷病者の心肺停止状態を確認し、蘇生処置を開始）
14時18分	ドクターヘリ 出動
14時25分	傷病者救急車内収容
14時31分	横芝光救急隊 現場出発
14時33分	横芝光救急隊 臨時ヘリポート（豊和小学校）到着
14時37分	ドクターヘリ 臨時ヘリポート到着
15時14分	横芝光救急隊 搬送開始（陸路搬送決定により印西市内の医療機関へ搬送）
15時43分頃	成田市内国道408号線上において事故発生
15時47分頃	事故処理後、再度搬送開始

1 6 時 0 0 分 病院到着

1 6 時 2 0 分頃 医師より死亡との所見を受ける。

3 遅延と死亡との因果関係

搬送先医療機関医師から本件による遅延と傷病者の死亡との因果関係はない旨の説明を受けております。

4 お詫び

救急搬送中における救急車の事故により傷病者の医療機関への収容が遅延する事態は、救急業務上、あつてはならないものであります。

本組合では、本件を真摯に受け止め、緊急走行時における安全管理を再度徹底し、同様な事故の再発防止に努めるとともに、地域住民の皆様の信頼回復に尽力してまいります。